附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十五号」を「第百八十五号」に改め、第百四号を削り、第百五号を第百四号とし、第百六号から第百十六号までを一号ずつ繰り上げ、第百十七号及び第百十八号を削り、第百十九号を第百十六号とし、第百二十号から第百二十六号までを三号ずつ繰り上げ、第百二十七号を削り、第百二十八号を第百二十四号とし、第百二十九号を第百二十五号とし、第百三十一号から第百三十三号までを五号ずつ繰り上げ、第百三十四号を削り、第百三十五号を第百二十九号とし、第百三十六号から第百四十二号までを六号ずつ繰り上げ、第百四十三号を削り、第百四十四号を第百三十七号とし、第百四十五号から第百八十号までを七号ずつ繰り上げ、同条に次の十二号を加える。

百七十四　拠点返還地跡地利用推進交付金
百七十五　年金生活者支援給付金支給準備日本年金機構事務取扱交付金
百七十六　食料安全保障確立対策推進交付金
百七十七　食料安全保障確立対策整備交付金
百七十八　農地利用最適化交付金
百七十九　農地集積・集約化対策整備交付金
百八十　農村地域資源維持・継承等対策推進交付金
百八十一　農村地域資源維持・継承等対策整備交付金
百八十二　被災者支援総合交付金
百八十三　特定非営利活動法人等被災者支援交付金
百八十四　緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
百八十五　東北観光復興対策交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十四号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第六項及び第八十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十二号中「及び第十七号」を「、第十六号及び第十八号」に改め、同条第七項第一号中「及び第十七号」を「、第十五号及び第十八号」に改め、同項第三号中「第五号若しくは」を削り、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ずる措置を適正に実施するために必要な研修の実施に要する費用に係る委託費の交付

第五十二条第一項第三号中「及び同項第五号」を「並びに同項第五号及び第十五号」に改め、同項第四号中「前条第七項第十七号」を「前条第七項第十八号」に改め、同項第八号ハ中「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十五号

所得税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。